

第70期

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年6月24日（金曜日）

午前10時 [受付開始 午前9時]



開催場所

鳥取県米子市末広町294

ビッグシップ
米子コンベンションセンター2階
「国際会議室」

※末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。



議案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時まで

※詳細につきましては、P.3～5をご参照ください。



重大なお知らせ

「新型コロナウイルス感染防止対応及びご協力をお願い」につきましては、次ページに記載しておりますのでご確認ください。なお、お土産の配布は感染防止および諸般の情勢等を考慮し取止めさせていただきます。

寿
心

喜びを創り喜びを提供する

寿スピリッツ

証券コード：2222

新型コロナウイルス感染防止対応及びご協力のお願いについて

当社第70期定時株主総会の開催にあたり、株主の皆様のご健康と安全を第一に考え、新型コロナウイルスによる感染防止対応及びご協力のお願いについて、下記のとおりご案内申し上げます。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 書面（郵送）またはインターネットによる議決権の行使のお願い

可能な限り、当日のご来場はお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットによる議決権のご行使をお願い申し上げます。

2. 遠隔地からの交通機関を利用されご移動される株主様へのお願い

交通機関を利用され遠隔地からのご移動の場合、万が一の感染リスクから、可能な限りご来場は、ご自粛賜りますようお願い申し上げます。

3. ご来場される株主様へのお願い

- (1) ご出席を検討されている株主様におかれましては、開催日時点での流行状況やご出発前に発熱がないことなどご自身のご体調を十分にご確認いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。また、ご来場されます場合は、マスク着用などの感染予防にご配慮をお願い申し上げます。なお、受付にてご体調が優れない場合は、弊社の判断によりご入場をお控えいただく場合もございますので、あらかじめご承知ください。
- (2) 株主様の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数は昨年同様に限りがございます。そのため、当日の状況によりましては、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- (3) 弊社役員および受付スタッフにつきましても、全員がマスク着用にて対応させていただきます。
- (4) 本総会の議事進行の簡素化および迅速化を予定しております。
- (5) お土産の配布は、感染防止および諸般の情勢等を考慮し取止めさせていただきます。
- (6) 今後の状況変化により、株主総会の会場等運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページ (<https://www.kotobukispirits.co.jp/>) にてお知らせいたします。

以上

証券コード 2222

2022年6月6日

株主各位

鳥取県米子市旗ヶ崎2028番地
寿スピリッツ株式会社
代表取締役社長 河越 誠剛

第70期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を踏まえ、本総会につきましては、可能な限り、当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットによって議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時 [受付開始 午前9時]
2	場 所	鳥取県米子市末広町294 ビッグシップ 米子コンベンションセンター 2階「国際会議室」 ※末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。
3	目的事項	報告事項 1. 第70期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人及び監査等委員会の第70期連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

◎総会会場における新型コロナウイルス感染防止につきましては、前記1ページ「新型コロナウイルス感染防止対応及びご協力をお願いについて」をご確認ください。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月24日(金曜日)
午前10時

書面またはインターネットで議決権を行使される場合

書面による議決権行使の場合



後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合



4ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使サイトをご利用いただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時入力分まで

映像配信についてのご案内

本総会終了後、近日中に当日の様様をインターネット上の当社ウェブサイト映像にてご覧いただけるようご案内いたします。

ウェブサイト <https://www.kotobukispirits.co.jp/>



事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトの「IR・投資家情報」に掲載させていただきます。

<https://www.kotobukispirits.co.jp/ir/>



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 **2022年6月23日(木曜日)午後5時まで**

QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「QRコード」を読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
- ※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

※パソコンで表示した場合の画面イメージの一部です。

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

▶▶▶インターネットによる議決権行使の際のご注意につきましては、5ページをご覧ください。

ご注意

1. 毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
2. 株主様のインターネット利用環境や加入サービス、利用機種によっては、議決権行使サイトがご利用いただけない場合がございます。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
3. 複数回にわたり議決権を行使された場合の議決権の取り扱いについては以下のとおりとします。
 - ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とします。
 - ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とします。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とします。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部（ヘルプデスク）

電話： **0120-173-027**（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後9時まで

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームから議決権を行使いただけます。

目次

株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
事業報告	16
1 企業集団の現況に関する事項	
2 会社の株式に関する事項	
3 会社役員に関する事項	
4 会計監査人に関する事項	
5 業務の適正を確保するための体制	
連結計算書類	36
計算書類	49
監査報告	58

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識いたしており、長期にわたり株主の皆様へ安定して利益還元できるよう、内部留保及び業績推移並びに配当性向等を総合的に勘案し、利益還元を努めることを基本方針といたしております。

このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1	配 当 財 産 の 種 類	金銭といたします。
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 30 円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は 933,579,360 円となります。
3	剰 余 金 の 配 当 が 効 力 を 生 じ る 日	2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供措置制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置制度をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 上記の新設に伴い、条数の繰り下げを行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(新 設)	(電子提供措置等)
第15条	第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
第31条	② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
附 則	第16条 (現行どおり)
(監査役の責任免除に関する経過措置)	第32条 (現行どおり)
(条文省略)	附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)
(条文省略)	第1条 (現行どおり)
(新 設)	(電子提供措置等に関する経過措置の効力発生)
	第2条
	① 変更案第15条(電子提供措置等)の新設およびそれに伴う条数の繰り下げは、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
	② 本条は、施行日にこれを削除する

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名・報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、候補者の経歴等を総合的に勘案し、取締役会において決定しております。また、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1	かわごえ せいごう 河越 誠剛 (1960年11月21日生)	所有する当社株式の数 一株
再任	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1987年 4月 当社入社 専務取締役 1989年 3月 代表取締役副社長 1994年 6月 代表取締役社長（現任）	重要な兼職の状況 株式会社シュクレイ 代表取締役会長 株式会社ケイシイシイ 代表取締役会長 純藍株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由 上記の経歴を有し、1994年6月以来長年にわたり当社の代表取締役社長として経営を指揮し、その豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップは、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、その選任をお願いするものであります。

候補者番号 2	まつもと しんじ 松本 真司 (1967年3月25日生)	所有する当社株式の数 16,400株
再任	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1990年 3月 当社入社 2004年 7月 経理部マネージャー 2006年10月 経営企画担当責任者 2010年 6月 経営企画部長 2012年 6月 取締役経営企画部長（現任）	重要な兼職の状況 株式会社ケーエスケー 代表取締役社長

取締役候補者とした理由 上記の経歴を有し、入社以来経理・財務、経営企画部長に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2012年6月に取締役就任後は、グループ経営管理の強化に努めるなど取締役としての職責を果たしております。その経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い知見は、当社のグループ経営に欠かせないものと判断し、その選任をお願いするものであります。

候補者番号 しろうち まさゆき **城内 正行** (1965年12月9日生) 所有する当社株式の数 19,900株

3

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 3月 当社入社
2005年 2月 株式会社九十九島グループ 営業本部長
2006年 9月 株式会社つきじちとせ 常務取締役
2012年 9月 寿製菓株式会社 営業部長
2014年 4月 同社 取締役営業部長
2015年 5月 同社 代表取締役社長（現任）
2020年 6月 当社 取締役（現任）

重要な兼職の状況

寿製菓株式会社 代表取締役社長
株式会社但馬寿 代表取締役社長

**取締役候補者
とした理由**

上記の経歴を有し、2006年9月以来複数の当社グループ会社の取締役などを歴任し、また、2015年以降は主要なグループ会社である寿製菓株式会社の代表取締役を務めるなど、その経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い知見は、当社のグループ経営に欠かせないものと判断し、その選任をお願いするものであります。

候補者番号 さかもと りょういち **阪本 良一** (1969年1月4日生) 所有する当社株式の数 6,000株

4

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年11月 株式会社但馬寿入社
2007年 5月 同社 常務取締役
2009年 5月 株式会社ケイシイシイ 常務取締役
2014年 7月 株式会社シュクレイ 取締役営業部長
2017年 4月 同社 専務取締役
2019年 5月 同社 代表取締役社長（現任）
2020年 6月 当社 取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社シュクレイ 代表取締役社長

**取締役候補者
とした理由**

上記の経歴を有し、2007年5月以来複数の当社グループ会社の取締役を歴任し、また、2019年5月より主要なグループ会社である株式会社シュクレイの代表取締役を務めるなど、その経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い知見は、当社のグループ経営に欠かせないものと判断し、その選任をお願いするものであります。

候補者番号 **5** いわた まつお **岩田 松雄** (1958年6月2日生) 所有する当社株式の数 一株

再任
社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年 4月 日産自動車株式会社入社
- 1995年 2月 ジェミニ・コンサルティング・ジャパン入社
- 1996年10月 日本コカ・コーラ株式会社入社
- 1999年 7月 コカ・コーラビバレッジサービス株式会社
常務執行役員
- 2001年 4月 株式会社アトラス 代表取締役社長
- 2003年 6月 株式会社タカラ (現 株式会社タカラトミー)
常務執行役員
- 2005年 4月 株式会社インフォレスト 代表取締役社長
- 2009年 6月 スターバックスコーヒージャパン株式会社
代表取締役最高経営責任者 (CEO)
- 2012年 6月 株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役
- 2013年10月 株式会社リーダーシップコンサルティング
代表取締役社長 (現任)
- 2014年 5月 株式会社東京個別指導学院 社外取締役 (現任)
- 2015年 6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

- 株式会社リーダーシップコンサルティング 代表取締役社長
- 株式会社東京個別指導学院 社外取締役

社外取締役候補者 上記の経歴を有し、長年にわたり企業経営に関与しており、その経歴を通じて培われた経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断してあり、また、現在当社の社外取締役としてその職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。

候補者番号

6

よしもと めぐみ
好本 恵

(1954年1月5日生)

所有する当社株式の数

一株

再任

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

重要な兼職の状況

1976年 4月 日本放送協会（略称：NHK）入局

1981年 6月 フリーアナウンサー（現任）

2000年 4月 NHK文化センター講師（現任）

2002年 4月 早稲田大学教育学部非常勤講師、十文字学園
女子大学非常勤講師

2007年 4月 立正大学非常勤講師「教職特講」（現任）

2008年 4月 ヒューマンサイエンス振興財団
（現 一般財団法人日本医薬情報センター）
動物実験実施施設認証センター運営委員会委
員（現任）

2015年 4月 十文字学園女子大学人間生活学部文芸化学
科教授

2020年 4月 十文字学園女子大学教育人文学部文芸化学
科教授（現任）

2021年 6月 当社取締役（現任）

十文字学園女子大学教育人文学部文芸化学科教授

**社外取締役候補者
とした理由及び
期待される役割**

上記の経歴を有し、アナウンサーとしての長年の経験や複数の大学の講師・教授を務めるなど、これまで培ってきた豊富な経験と幅広い知見に加え、女性ならではの視点により、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩田松雄氏及び好本恵氏は社外取締役候補者であります。当社は、岩田松雄氏及び好本恵氏を東京証券取引所の定める要件を満たす独立役員として届け出ており、岩田松雄氏及び好本恵氏が再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、岩田松雄氏及び好本恵氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。岩田松雄氏及び好本恵氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の30ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任の監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名・報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、候補者の経歴等を総合的に勘案し、取締役会において決定しております。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1	<small>やまね まさみち</small> 山根 理道 (1956年11月25日生)	所有する当社株式の数 16,500株
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
新任	1990年9月 当社入社 2002年6月 総務部マネージャー 2006年10月 寿製菓株式会社 総務本部長 2010年4月 当社総務担当責任者 2010年6月 取締役グループ経営管理本部長 2012年6月 取締役管理部長（現任）	
	監査等委員である取締役候補者としての理由 上記の経歴を有し、入社以来労務・人事、総務本部長に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2010年6月より取締役に就任し、コンプライアンス及びグループ管理部門の強化に努めるなど取締役としての職責を果たしております。その経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い知見を活かし、実効性の高い監査ができるかと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号 2	<small>のぐち こういち</small> 野口 浩一 (1981年8月22日生)	所有する当社株式の数 一株
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
再任	2005年10月 弁護士登録（鳥取県弁護士会入会） 川中・野口法律事務所 所属 川中・足立法律事務所入所 （現 川中・野口法律事務所）（現任）	
社外	2012年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	
	監査等委員である社外取締役候補者としての理由及び期待される役割 弁護士として、法務面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断しており、また、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役としてその職責を適切に果たしていることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。	

候補者番号 **3** た な か や す ひ ろ **田中 康裕** (1963年8月8日生) 所有する当社株式の数 一株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

重要な兼職の状況

1990年4月 田中康晴税理士事務所（現 税理士法人田中事務所）入所 税理士法人田中事務所 代表社員

社外

2003年6月 税理士法人田中事務所代表社員（現任）

2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

**監査等委員である
社外取締役候補者
とした理由及び
期待される役割**

税理士として、財務及び会計面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断しており、また、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役としてその職責を適切に果たしていることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野口浩一氏及び田中康裕氏は社外取締役候補者であります。当社は、野口浩一氏及び田中康裕氏を東京証券取引所の定める要件を満たす独立役員として届け出ており、野口浩一氏及び田中康裕氏が再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、野口浩一氏及び田中康裕氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。野口浩一氏及び田中康裕氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の30ページに記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

第3号議案及び第4号議案の候補者の経験と専門性（スキル・マトリックス）

（監査等委員を除く取締役）

氏名	性別	属性	取締役が有する経験・専門性					
			企業経営 経営戦略	財務会計	法務 リスクマネ ジメント	人事労務 人財開発	消費生活	ESG
河越 誠剛	男性	社内（常勤） 代表取締役社長	○				○	○
松本 真司	男性	社内（常勤） 指名・報酬委員	○	○				○
城内 正行	男性	社内（常勤）	○				○	
阪本 良一	男性	社内（常勤）	○				○	
岩田 松雄 （社外）	男性	社外（非常勤） 指名・報酬委員長	○			○	○	
好本 恵 （社外）	女性	社外（非常勤） 指名・報酬委員				○	○	○

（監査等委員である取締役）

氏名	性別	属性	取締役が有する経験・専門性					
			企業経営 経営戦略	財務会計	法務 リスクマネ ジメント	人事労務 人財開発	消費生活	ESG
山根 理道	男性	社内（常勤） 指名・報酬委員	○		○	○		○
野口 浩一 （社外）	男性	社外（非常勤） 指名・報酬委員			○			
田中 康裕 （社外）	男性	社外（非常勤） 指名・報酬委員		○				

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、年度前半は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「緊急事態宣言」の断続的な発出により経済活動が制限されるなど、予断を許さない状況が続きました。一方、年度後半は昨年9月末をもって同宣言が解除されたことから移動制限や外出自粛が緩和されたことにより回復基調で推移いたしました。しかしながら、年明けより新たな変異株であるオミクロン株が急速に拡大し、再び厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、当社グループは、どん底から這い上がり復活の狼煙を上げる年とすべく、2021年経営スローガンを「オーバー ザ オーバー」とし、変化対応力及び競争力の高い組織づくり、即ち「超現場主義」による組織力の向上に邁進し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期と収束期、それぞれのフェーズにおける事業環境及び消費動向に適応すべく、スピード感をもって対策を講じました。また、販売面では、更なるブランド価値の向上に拘り、需要の喚起及び創出と新成長エンジン創りに注力いたしました。感染拡大フェーズにおいては、引き続き感染症防止策を徹底するとともに、これまで推進してまいりましたコスト削減、人員体制の最適化、適正在庫の確保などの施策を推進し、経営体質の一層の強化に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、32,191百万円（前期比38.7%増）、営業利益は1,402百万円（前期は営業損失2,890百万円）、経常利益は2,921百万円（前期は経常損失321百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,915百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失569百万円）となり、2期ぶりに黒字転換いたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の売上高は1,131百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ4百万円増加しております。詳細につきましては「連結注記表 3. 会計方針の変更に関する注記（収益認識に関する会計基準等の適用）」をご参照ください。

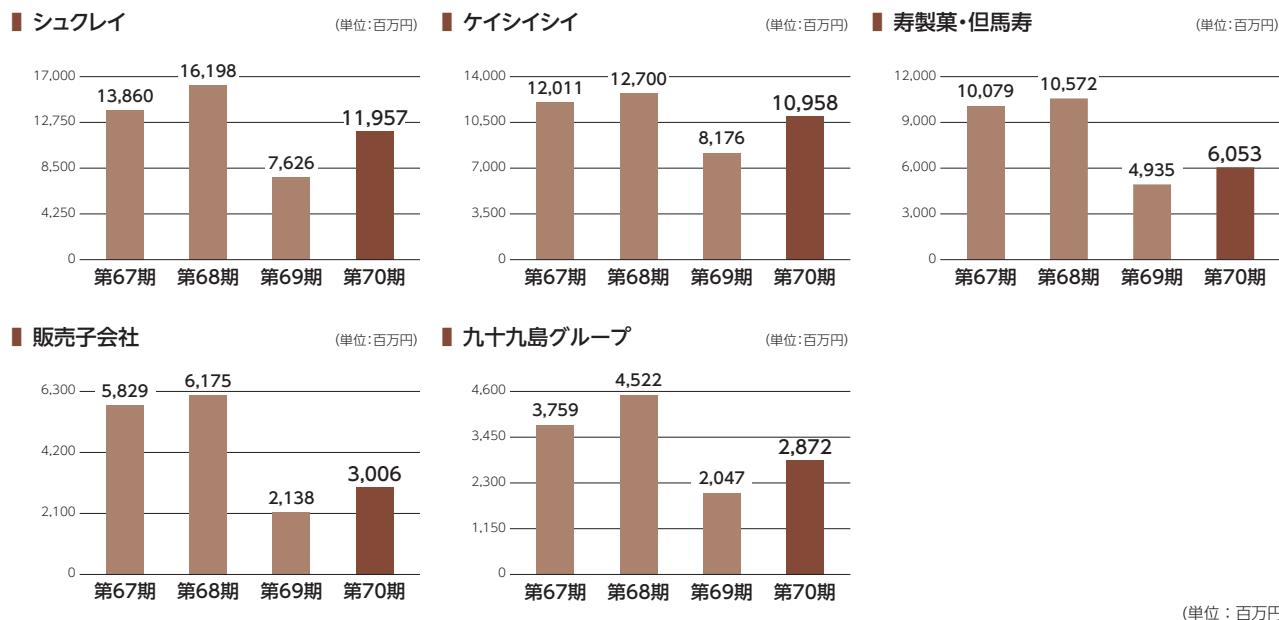
売上高**32,191**百万円

前期比 38.7%増

**営業利益****1,402**百万円前期は営業損失
2,890百万円**経常利益****2,921**百万円前期は経常損失
321百万円**親会社株主に帰属する当期純利益****1,915**百万円前期は親会社株主に
帰属する当期純
損失569百万円

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

[セグメント別売上高の推移]



(単位:百万円)

区 分	売上高			営業利益または営業損失 (△)		
	前連結会計年度 (2021年3月期)	当連結会計年度 (2022年3月期)	増 減	前連結会計年度 (2021年3月期)	当連結会計年度 (2022年3月期)	増 減
シュクレイ	7,626	11,957	4,331	△929	868	1,798
ケイセイシイ	8,176	10,958	2,781	△317	582	899
寿製菓・但馬寿	4,935	6,053	1,117	△860	△100	759
販売子会社	2,138	3,006	868	△566	△186	379
九十九島グループ	2,047	2,872	824	△649	△406	242
そ の 他	539	566	27	27	48	21
小 計	25,463	35,415	9,951	△3,295	806	4,102
調 整 額	△2,258	△3,223	△964	405	595	190
合 計	23,204	32,191	8,986	△2,890	1,402	4,292

■ シュクレイ

シュクレイは、「東京ミルクチーズ工場」の10周年記念商品の発売など、各ブランドにおいて新商品や限定商品の発売などによるブランド訴求力の向上に注力いたしました。また、期間限定出店の推進及び通信販売の強化などに取り組みました。出退店では、昨年6月に渋谷東急フードショーに「THE TAILOR（ザ・テイラー）」を、同年12月にはエキュート品川に新ブランド「FIOLATTE（フィオラッテ）」を出店するなど、計7店の出店及び2店の退店を行いました。その結果、売上高は11,957百万円（前期比56.8%増）、営業利益は868百万円（前期は営業損失929百万円）となりました。

■ ケイシイシイ

「ルタオ」ブランドを擁するケイシイシイは、通信販売の強化に注力するとともに、店舗展開では、首都圏で展開している「PISTA&TOKYO（ピスタアンドトーキョー）」、「Now on Cheese♪（ナウオンチーズ）」、「岡田謹製あんバター屋」のブランド認知度向上を図るため、限定商品の発売や期間限定出店に取り組みました。その結果、売上高は10,958百万円（前期比34.0%増）となり、営業利益は582百万円（前期は営業損失317百万円）となりました。

■ 寿製菓・但馬寿

寿製菓・但馬寿は、代理店及びグループ会社との連携強化を図り、新商品開発などに注力いたしました。また、スポーツニュートリション市場向け「プロテインバー」の開発など新市場開拓などに取り組みました。山陰地区では、昨年8月に行われたメルカリ社主催の全国インディーズ土産投票において1位を獲得した「因幡の白うさぎ」の販促強化に努めました。その結果、売上高は6,053百万円（前期比22.6%増）、営業損失は100百万円（前期は営業損失860百万円）となりました。

■ 販売子会社

販売子会社は、交通拠点チャネルを重点に、自家需要に対応した新商品開発及び売場提案に注力いたしました。また、関西地区の販売子会社では、「コンディトライ神戸」及び「京都ヴェネト」ブランドによる通信販売の強化に努めました。出退店では、福岡エリアで1店の出店及び関西エリアで3店の退店を行いました。その結果、売上高は3,006百万円（前期比40.6%増）、営業損失は186百万円（前期は営業損失566百万円）となりました。

■ 九十九島グループ

九十九島グループは、主力商品「九十九島せんぺい」の発売70周年を記念したキャンペーン展開や博多発の新ブランド「はかたんもん」商品の売場拡販などに取り組みました。新規出店では、本年3月にフレンチトースト専門店「Ivorish(アイボリッシュ)」のギフトショップをJR東京駅「グランスタ東京」に出店するなど3店の出店を行いました。その結果、売上高は2,872百万円（前期比40.3%増）、営業損失は406百万円（前期は営業損失649百万円）となりました。

■ その他

その他は、損害保険代理業、健康食品事業、海外（台湾及び香港）における菓子事業が含まれております。売上高は566百万円（前期比5.1%増）となり、営業利益は48百万円（前期比79.1%増）となりました。なお、香港事業は、現在、清算手続き中であります。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、経済活動は平常化し、個人消費は緩やかな回復基調に向かうことが期待されるものの、原材料価格の上昇や地政学的リスクによる原油価格の高騰などが懸念されるなど、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような環境下、当社グループは、日本中の人々の幸福と日本経済復活に貢献すべく、2022年経営スローガンを「全日本リバイバル宣言」とし、美味しさをより一層追求した「プレミアム・ギフトスイーツ」の創造と育成に邁進し、次に掲げる重点施策（「寿リバイバル10」）をテーマに対策を講じ、対処してまいります。

<寿リバイバル10>

- ① 売場徹底拡大
- ② 販売力徹底強化
- ③ 年間イベントで積極的な対策を打つ
- ④ 催事は新規マーケット進出
- ⑤ 自宅土産とお祝いスイーツを強化ポイントに
- ⑥ 商品力は更なる高付加価値の追求により高いお客様満足にチャレンジ
- ⑦ ECならではのファン創り
- ⑧ ふるさと納税
- ⑨ インバウンド復活準備
- ⑩ 海外成功モデル創り

製造面に関しましては、食品の安心・安全を最優先に考え、品質の一層の向上及び生産性の改善に努めてまいります。

管理面に関しましては、理念経営を根幹とした人財育成及び従業員満足度の向上を図り、製造ライン、店舗・営業部門における現場長中心の経営スタイル『超現場主義』に一層磨きをかけ、変化対応力及び競争力の高い組織づくりに邁進することで、経営基盤をより強固なものにし、この難局に対処してまいり所存であります。

当社は、本年4月をもって会社設立70周年という節目の年を迎えることができました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ関係各位のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

今後も株主の皆様のご期待にお応えすべく、地域社会に貢献する企業集団を目指し、経営理念であります「喜びを創り喜びを提供する」を経営の拠り所に、業容の拡大と企業価値の向上に努めてまいり所存でございます。株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における、設備投資の状況につきましては、生産性向上に向けた工場改善及び新規出店などにより402百万円の設備投資を実施いたしました。

主なセグメント別の設備投資の内容及び実施額は、シュクレイでは、横浜工場での合理化及び新規出店などにより120百万円、ケイシイシイでは、第2工場での合理化及び製品倉庫改修などにより156百万円であります。

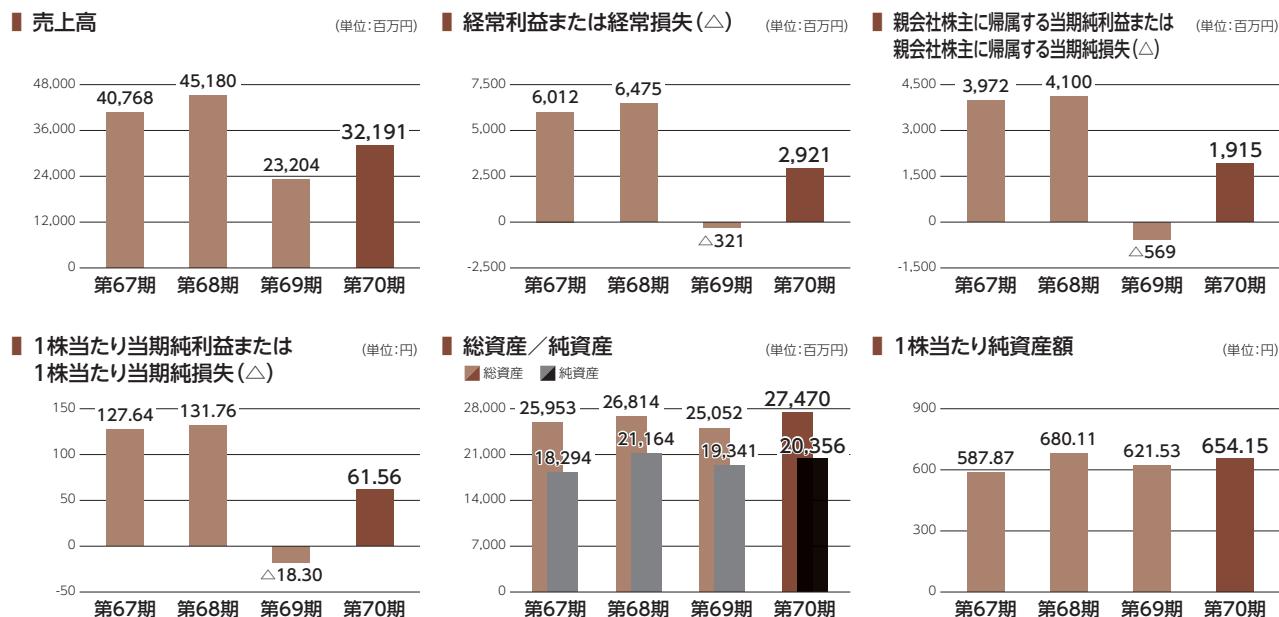
(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第67期	第68期	第69期	第70期
		2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高 (百万円)		40,768	45,180	23,204	32,191
経常利益または経常損失 (△) (百万円)		6,012	6,475	△321	2,921
親会社株主に帰属する当期純利益 または親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)		3,972	4,100	△569	1,915
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失 (△) (円)		127.64	131.76	△18.30	61.56
総資産 (百万円)		25,953	26,814	25,052	27,470
純資産 (百万円)		18,294	21,164	19,341	20,356
1株当たり純資産額 (円)		587.87	680.11	621.53	654.15

ご参考



(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社九十九島グループ	99百万円	100%	菓子の製造・販売
株式会社寿堂	20	100	菓子の販売
南寿製菓株式会社	40	100	//
株式会社寿香寿庵	75	100	//
株式会社ひだ寿庵	40	100	//
株式会社三重寿庵	40	100	//
株式会社但馬寿	50	100	//
株式会社せとうち寿	90	100	//
株式会社東海寿	10	100	//
株式会社寿庵	30	100	//
株式会社花福堂	70	100	//
株式会社ケイセイシイ	80	100	菓子の製造・販売
寿製菓株式会社	90	100	//
株式会社シュクレイ	60	100	//
純藍株式会社	30	100	健康食品の販売
株式会社ケーエスケー	5	100	損害保険代理業
台湾北壽心股份有限公司	300	100	菓子の販売
Honey Sucrey Limited (注)2	369	100	//

(注) 1. 2022年3月31日現在の連結子会社数は、上記の重要な子会社等18社であります。

2. Honey Sucrey Limitedは、現在清算手続中であります。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における 特定完全子会社の株式の帳簿価額
寿製菓株式会社	鳥取県米子市旗ヶ崎2028番地	2,837百万円

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は12,768百万円であります。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、純粋持株会社であります寿スピリッツ株式会社（当社）、子会社18社で構成され、菓子の製造・販売を主たる業務としております。

当社グループは、主に地域事業会社を基礎としたセグメントで構成されており、「シュクレイ」、「ケイシイシイ」、「寿製菓・但馬寿」、「販売子会社」、「九十九島グループ」、「その他」の6つを報告セグメントとしております。

報告セグメントは、以下のとおりであります。

セグメント名称	主な事業内容	会社名
シュクレイ	菓子の製造・販売 (ショップブランド「ザ・メープルマニア」、「東京ミルクチーズ工場」、「フランセ」他)	株式会社シュクレイ (連結子会社)
ケイシイシイ	菓子の製造・販売 (ショップブランド「ルタオ」、「グラッセル」他)	株式会社ケイシイシイ (連結子会社)
寿製菓・但馬寿	菓子の製造・販売 (ショップブランド「お菓子の壽城」、「カノザ」、「遊月亭」)	寿製菓株式会社 (連結子会社) 株式会社但馬寿 (連結子会社)
販売子会社	菓子の販売 (ショップブランド「コンディトライ神戸」他)	株式会社寿堂 (連結子会社) 南寿製菓株式会社 (連結子会社) 株式会社寿香寿庵 (連結子会社) 株式会社ひだ寿庵 (連結子会社) 株式会社三重寿庵 (連結子会社) 株式会社せとうち寿 (連結子会社) 株式会社東海寿 (連結子会社) 株式会社寿庵 (連結子会社) 株式会社花福堂 (連結子会社)
九十九島グループ	菓子の製造・販売 (ショップブランド「赤い風船」、「アイボリッシュ」他)	株式会社九十九島グループ (連結子会社)
その他	損害保険代理業 健康食品の販売 菓子の販売 //	株式会社ケーエスケー (連結子会社) 純藍株式会社 (連結子会社) 台湾北壽心股份有限公司 (連結子会社) Honey Sucrey Limited (注) (連結子会社)

(注) Honey Sucrey Limited (香港九龍、セグメント名称「その他」) は、現在清算手続中であります。

(8) 主要な事業所及び工場 (2022年3月31日現在)

当社	本社	鳥取県米子市
株式会社シュクレイ	本社	東京都港区
	横浜工場	横浜市金沢区
	浜松工場	静岡県浜松市
株式会社ケイシイシイ	本社・第二工場	北海道千歳市
	第一工場	北海道千歳市
	小樽洋菓子舗ルタオ	北海道小樽市
寿製菓株式会社	本社工場	鳥取県米子市
	浦津工場 (浦津F-21)	鳥取県米子市
	淀江工場 (お菓子の壽城)	鳥取県米子市
	但馬工場	兵庫県美方郡新温泉町
	支店	鳥取、三朝、米子、松江
株式会社九十九島グループ	本社工場	長崎県佐世保市
	福岡工場	福岡市中央区

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

セグメント名称	従業員数 (名)	前期末比増減数 (名)
シュクレイ	388 (283)	△29 (△34)
ケイシイシイ	429 (175)	△30 (△51)
寿製菓・但馬寿	359 (179)	△11 (△16)
販売子会社	93 (40)	－ (△1)
九十九島グループ	198 (90)	△3 (△3)
その他	33 (10)	△2 (△3)
報告セグメント計	1,500 (777)	△75 (△108)
全社 (共通)	7 (1)	△1 (－)
合計	1,507 (778)	△76 (△108)

(注) 1. 従業員数は就業人員 (グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時従業員数 (パート、嘱託、契約社員を含み、アルバイト、派遣社員を除く。) は、年間の平均人数を () 内に1日8時間換算による外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	425百万円
株式会社山陰合同銀行	300

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 91,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,121,520株
- (3) 株主数 10,035名(前期末比399名増)
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
エスカワゴエ株式会社	9,300,000株	29.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,389,400	10.89
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,631,800	5.24
株式会社山陰合同銀行	900,000	2.89
とりぎんリース株式会社	762,000	2.45
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	680,102	2.19
寿スピリッツ従業員持株会	610,228	1.96
INDUS SELECT MASTER FUND, LTD.	369,200	1.19
株式会社商工組合中央金庫	360,000	1.16
福山通運株式会社	360,000	1.16

(注) 持株比率は、自己株式数 (2,208株) を控除して算出しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	河越誠剛	(株)シュクレイ、(株)ケイシイシイ 各代表取締役会長 純藍(株) 代表取締役社長
取締役	山根理道	管理部長、(株)ケーエスケー 代表取締役社長
取締役	松本真司	経営企画部長
取締役	城内正行	寿製菓(株)、(株)但馬寿 各代表取締役社長
取締役	阪本良一	(株)シュクレイ 代表取締役社長
取締役	岩田松雄	(株)リーダーシップコンサルティング 代表取締役社長 (株)東京個別指導学院 社外取締役
取締役	好本恵	十文字学園女子大学教育人文学部文芸文化学科教授
取締役(監査等委員・常勤)	□木多加志	
取締役(監査等委員)	野口浩一	川中・野口法律事務所 所属
取締役(監査等委員)	田中康裕	税理士法人田中事務所 代表社員

- (注) 1. 取締役岩田松雄氏及び好本恵氏並びに取締役(監査等委員)野口浩一氏及び田中康裕氏は、社外取締役であり、各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)田中康裕氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、□木多加志氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の改訂を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、監査等委員である取締役の報酬については、固定報酬である基本報酬（金銭報酬）のみとし、個人別の報酬額は、報酬限度額の範囲内で職務と責任を勘案して監査等委員の協議により決定いたしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容（改訂前の方針を含む）は、次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期に亘る企業価値の持続的な向上を図ることを最重要視した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役の職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には中長期的な視点から固定報酬である基本報酬（金銭報酬）のみを支払うこととしております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

- ・当社の取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬は、月別の固定報酬とし、役位及び職責に応じた当社への業績貢献度合い、在位年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。
- ・社外取締役の基本報酬は、月別の固定報酬とし、職務と責任及び他社水準等を勘案して決定するものとしております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の個人別の報酬額については、代表取締役が2016年6月28日開催の定時株主総会において決議された取締役の報酬限度額の範囲内で上記方針を基に案を作成し、取締役会が指名・報酬諮問委員会の審議・答申を受けて、あらかじめ監査等委員会の意見も聴取し、社外取締役が参加する取締役会において審議の上、決定するものとしております。

改訂前は、代表取締役が2016年6月28日開催の定時株主総会において決議された取締役の報酬限度額の範囲内で上記方針を基に案を作成し、あらかじめ監査等委員会の意見も聴取し、社外取締役が参加する取締役会において審議の上、決定するものとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の 員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	122 (8)	122 (8)	－ (－)	7 (2)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	26 (9)	26 (9)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	148 (18)	148 (18)	－ (－)	10 (4)

(注) 取締役の報酬額については、2016年6月28日開催の第64期定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額を年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50百万円以内にする旨、決議いただいております。また、当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	岩 田 松 雄	当社は、(株)リーダーシップコンサルティング、(株)東京個別指導学院との間に特別な関係はございません。
	好 本 恵	当社は、十文字学園女子大学との間に特別な関係はございません。
取締役 (監査等委員)	野 口 浩 一	当社は、川中・野口法律事務所との間に特別な関係はございません。
	田 中 康 裕	当社は、税理士法人田中事務所との間に特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	岩 田 松 雄	当事業年度に開催された取締役会16回すべて、指名・報酬諮問委員会3回のすべてに出席し、取締役会や代表取締役との意見交換の場などにおいて、企業経営者としての豊富な経験に基づき当社の経営全般に亘る助言、提言を行うなど、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営の監督強化に貢献しております。また、取締役等の人事や報酬基準について取締役会に答申する指名・報酬諮問委員会の委員長として企業統治の透明性や客観性確保のための主導的な役割を果たしております。
	好 本 恵	2021年6月22日就任後、当事業年度に開催された取締役会13回すべて、指名・報酬諮問委員会3回のすべてに出席し、取締役会や代表取締役との意見交換の場などにおいて、アナウンサー及び教育者などの幅広い知見に基づき当社の経営全般に亘る助言、提言を行うなど、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営の監督強化に貢献しております。また、取締役等の人事や報酬基準について取締役会に答申する指名・報酬諮問委員会の委員として企業統治の透明性や客観性確保のための重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	野 □ 浩 一	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席、監査等委員会15回すべて、指名・報酬諮問委員会3回のすべてに出席し、取締役会や監査等委員会での意見交換の場などにおいて、弁護士としての豊富な経験に基づき専門的な見地から経営上有用な発言を行うなど、当社における経営の監督機能の強化に貢献しております。また、取締役等の人事や報酬基準について取締役会に答申する指名・報酬諮問委員会の委員として企業統治の透明性や客観性確保のための重要な役割を果たしております。
	田 中 康 裕	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席、監査等委員会15回すべて、指名・報酬諮問委員会3回のすべてに出席し、取締役会や監査等委員会での意見交換の場などにおいて、税理士としての豊富な経験に基づき専門的な見地から経営上有用な発言を行うなど、当社における経営の監督機能の強化に貢献しております。また、取締役等の人事や報酬基準について取締役会に答申する指名・報酬諮問委員会の委員として企業統治の透明性や客観性確保のための重要な役割を果たしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその期待される役割を十分発揮できるように、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約に関する定めを設けております。当該定款の定めに基づき、当社は、社外取締役の全員と、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失が無かったときは、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社取締役及びグループ会社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、提出会社及び連結子会社の取締役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものは除いております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	35百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載いたしております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

5 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 業務運営の基本方針

当社及び当社グループは、以下の経営理念を経営の拠り所とし、すべての役員及び従業員が、職務を遂行するにあたっての基本方針としております。

【経営理念】 喜びを創り喜びを提供する。

【社 是】 感謝と報恩。創意と工夫。本気と誠実。

【経営信条】 1. 私達は、お客様に喜ばれることを自らの喜びとする。

1. 私達は、夢を語り合い、ナンバーワンを目指し、日々チャレンジする。

1. 私達は、プロとしての自覚と真の勇気を持ち、感動をもたらす。

1. 私達は、高い目標を掲げ、執念を燃やし、必ず達成する。

1. 私達は、更なる高い価値の創造により、物心両面の豊かさを実現する。

当社は、この経営理念のもと、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

② 内部統制の基本方針

イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、法令及び文書管理規程など社内規程に従って管理を行い、取締役は必要に応じて閲覧できるものとする。

ロ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループの事業遂行上の損失の危険管理については、稟議規程、経理規程、販売管理規程、購買管理規程その他の業務管理規程に定める。

発生した損失の危険性については、社内諸規程の定めに従い、該当職務の担当取締役がその対処を行い、その危険性の度合いにより、取締役会審議、稟議承認などの手続きにより、最終決定する。

ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて随時開催することで、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督などを行うこととする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。

目標の明確な付与、採算の徹底を通じて、当社及び当社グループの目標数値を経営計画として策定し、それに基づく業績管理を行う。また、代表取締役社長、担当役員及び関係部門長で構成するグループ経営会議を月次単位で開催し、業績及び施策の実施状況を確認し、経営の効率化・健全性・透明性の確保並びに意思決定の迅速化に取り組む。

二. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは、経営理念に基づき、すべての物事の判断基準とする経営哲学（フィロソフィー）を明文化（2003年1月1日発行）し、さらに、企業倫理及び法令遵守の基本姿勢を明確にすべく「寿スピリッツグループ倫理綱領」、「コンプライアンス規程」を制定し、すべての役員及び従業員に周知徹底させることにより、経営理念の浸透と企業倫理の徹底を図る。

また、グループ全社の横断的組織である「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備、維持、向上を図る。

取締役会は、法令及び定款に基づき取締役会規程を整備し、取締役会付議・報告基準を設ける。各取締役は、当該付議・報告基準に則り、当社業務が執行されているか相互に監視・監督する。

また、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名及び取締役の報酬の決定に関する独立性・客観性を担保する。

「内部監査室」は適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。

当社及び当社グループは、法令違反等の未然防止と早期発見による是正措置及び再発防止策を適切に講じることを目的として「内部通報取扱規程」を定め、内部通報体制を設置する。当社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取り扱いを行わない。

ホ. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社を管理する体制とする。グループ経営会議において、グループ経営方針の伝達及び各社の事業活動の報告並びに業務執行状況の監督などを行う。

また、子会社が重要な意思決定を行う場合には、当社取締役会の承認手続きを要することとし、効率的な資源配分となるよう当社取締役会が調整を行う。

当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることとする。

内部監査室は、当社及び当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社及び当社グループの代表取締役及び監査等委員会に報告する。

ヘ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、必要があるときは取締役会に対し、監査等委員会の職務を補助する使用人の設置を求めることができる。また、当該使用人の任命・異動等の決定については、その独立性を確保するため、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

当該使用人に対する指揮命令権は、監査等委員会に属する。

ト. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役又は使用人等は、法定の事項に加え、職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、あるいは当社及び当社グループに著しい影響を及ぼす事実を知ったときは、その内容を速やかに当社の監査等委員会に報告するものとする。また、当社は、内部通報の状況等については、内部通報制度の担当部署より定期的に監査等委員会へ報告するものとする。

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な扱いを行わない。

チ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議など重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとする。

また、監査等委員会は会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査室から業務監査内容についての説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

監査等委員から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

リ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制評価制度への適切な対応のため、財務諸表に関わる内部統制システムの構築を行い、継続的に評価し不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用を努めることにより財務報告の信頼性を確保することとする。

ヌ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社及び当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を及ぼし、企業の健全な活動に重大な脅威を与えるあらゆる団体・個人との関係を一切断絶し、組織全体で毅然とした姿勢で対処することを基本方針とする。

基本方針は、「寿スピリッツグループ倫理綱領」に明文化し、また、暴力団等反社会的勢力による不当要求等対応マニュアルを制定し、すべての役員及び従業員への周知徹底に努め、対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置し、地域の暴力追放運動推進センター・警察、顧問弁護士などの外部専門機関との連携を強化し、体制の整備及び情報収集に努める。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要について

- ① 当事業年度における主な会議の開催状況は、取締役会は16回開催され、監査等委員会は15回、グループ経営会議は12回、コンプライアンス委員会は4回、品質安全委員会は11回開催いたしました。
- ② 監査等委員会は、監査等委員会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社及び子会社の取締役を対象とした面談の実施、会計監査人及び内部監査室と積極的な連携に努めました。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び子会社の業務監査を実施いたしました。また、財務報告に係る内部統制は、当社及び子会社の全社統制の整備と運用状況の評価を実施いたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	15,804,497
現金及び預金	9,912,584
受取手形及び売掛金	3,767,856
商品及び製品	1,416,694
仕掛品	37,905
原材料及び貯蔵品	540,832
その他	128,925
貸倒引当金	△299
固定資産	11,665,936
有形固定資産	9,207,552
建物及び構築物	4,006,807
機械装置及び運搬具	2,031,524
工具、器具及び備品	296,244
土地	2,855,362
リース資産	8,144
建設仮勘定	9,471
無形固定資産	142,219
投資その他の資産	2,316,165
投資有価証券	141,986
繰延税金資産	1,360,753
その他	818,676
貸倒引当金	△5,250
資産合計	27,470,433

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	4,620,419
支払手形及び買掛金	922,666
1年以内返済予定の長期借入金	239,880
未払金	952,012
未払法人税等	908,371
賞与引当金	767,274
その他	830,216
固定負債	2,493,313
長期借入金	485,980
退職給付に係る負債	1,815,031
資産除去債務	56,385
繰延税金負債	8,328
その他	127,589
負債合計	7,113,732
(純資産の部)	
株主資本	20,336,495
資本金	1,217,800
資本剰余金	1,323,161
利益剰余金	17,799,692
自己株式	△4,158
その他の包括利益累計額	20,206
その他有価証券評価差額金	5,980
為替換算調整勘定	△6,118
退職給付に係る調整累計額	20,344
純資産合計	20,356,701
負債純資産合計	27,470,433

(記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。)

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		32,191,705
売上原価		14,568,923
売上総利益		17,622,782
販売費及び一般管理費		16,219,979
営業利益		1,402,803
営業外収益		
受取利息	77	
受取配当金	4,197	
仕入割引	487	
受取地代家賃	52,825	
助成金収入	1,425,956	
その他	50,058	1,533,600
営業外費用		
支払利息	1,168	
売上割引	1,034	
減価償却費	3,027	
その他	9,733	14,962
経常利益		2,921,441
特別利益		
固定資産売却益	383	383
特別損失		
固定資産売却損	2,795	
固定資産除却損	10,899	
減損損失	30,282	43,976
税金等調整前当期純利益		2,877,848
法人税、住民税及び事業税	962,586	
法人税等調整額	△409	962,177
当期純利益		1,915,671
親会社株主に帰属する当期純利益		1,915,671

(記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日期首残高	1,217,800	1,323,161	16,841,423	△3,852	19,378,532
会計方針の変更による累積的影響額			△23,822		△23,822
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	1,217,800	1,323,161	16,817,601	△3,852	19,354,710
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△933,580		△933,580
親会社株主に帰属する当期純利益			1,915,671		1,915,671
自己株式の取得				△306	△306
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	982,091	△306	981,785
2022年3月31日期末残高	1,217,800	1,323,161	17,799,692	△4,158	20,336,495

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2021年4月1日期首残高	△20	△23,868	△12,895	△36,783	19,341,749
会計方針の変更による累積的影響額					△23,822
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	△20	△23,868	△12,895	△36,783	19,317,927
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△933,580
親会社株主に帰属する当期純利益					1,915,671
自己株式の取得					△306
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	6,000	17,750	33,239	56,989	56,989
連結会計年度中の変動額合計	6,000	17,750	33,239	56,989	1,038,774
2022年3月31日期末残高	5,980	△6,118	20,344	20,206	20,356,701

(記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

イ. 連結子会社の数 18社

ロ. 連結子会社の名称 (株)九十九島グループ、(株)寿堂、南寿製菓(株)、(株)寿香寿庵、(株)ひだ寿庵、(株)三重寿庵、(株)但馬寿、(株)せとうち寿、(株)東海寿、(株)寿庵、(株)花福堂、(株)ケイセイシイ、(株)ケーエスケー、寿製菓(株)、(株)シュクレイ、純藍(株)、台湾北壽心股份有限公司、Honey Sucrey Limited。なお、Honey Sucrey Limitedは、現在清算手続中であります。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

なお、当連結会計年度においてPT.Omiyage Inc Indonesiaを持分法を適用しない関連会社から除外いたしました。これは、当連結会計年度において当社の当該会社に対する影響力が低下したことによります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

① 連結子会社のうち、決算日が連結決算日（3月31日）と異なる子会社は次のとおりであります。

Honey Sucrey Limited（決算日12月31日）

② 連結計算書類の作成にあたっては各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法

（リース資産を除く） ただし、寿製菓(株)における淀江工場については定額法

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。主な耐用年数は建物及び構築物3～38年、機械装置及び運搬具4～15年、工具、器具及び備品2～20年であります。

ロ. 無形固定資産 定額法

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年内）に基づいております。

ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

イ. 卸売事業について（国内卸売、海外卸売）

卸売事業においては、主に当社グループが製造した菓子製品を国内外の顧客に対し販売しております。卸売事業における製品の販売は、製品の引渡時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主に当該製品の引渡時点で収益を認識し、運送会社などを通じて納品する場合は、出荷時から顧客への支配移転時までの期間が、出荷及び配送に要する日数に照らして合理的な日数であると考えられることから当該製品の出荷時に収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、リベート及び返品などを控除した金額で認識しております。

ただし、海外顧客に対する販売は契約により、当社グループが船荷業者に製品を引き渡した時点で顧客が製品に対する支配権を獲得することから船荷業者に引き渡した時点で収益を認識しております。

ロ. 小売事業について（国内小売、通信販売、海外小売）

小売事業においては、主に当社グループが製造した菓子製品を実店舗、自社通販サイト及び他社通販プラットフォーム等を通じて、国内外の消費者に対して販売しております。小売事業における製品の販売は、製品の引渡時点で消費者が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、実店舗においては、消費者に製品を引き渡した時点で収益を認識し、通信販売においては、出荷時から消費者への支配移転時までの期間が、出荷及び配送に要する日数に照らして合理的な日数であると考えられることから、当社が製品を出荷した時点で収益を認識しております。

通信販売等において配送サービスは商品又は製品を提供する履行義務に含まれることから、消費者から受け取る送料は収益として認識し、対応する支払運賃を売上原価に計上しております。

百貨店等における消化仕入型販売取引については、当該取引が委託販売契約に該当することから消費者への販売価格で収益を認識しております。

そのほか、収益は、消費者との契約において約束された対価で認識しておりますが、自社通販サイトにおいては、消費者に販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムでのサービス提供について付与したポイントを履行義務として認識して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っており、他社が運営するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムでのサービス提供にかかるポイント負担金については、ポイント負担金を除いた金額で収益を認識しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に過去の実績や事業計画など入手可能な情報に基づいて、合理的に判断することとしております。今般発生した新型コロナウイルス感染症の収束時期や影響が及ぶ期間を予測することは、依然として困難な状況にあります。前期実績及び足元の状況等を踏まえ、経済活動は平常化に向かい、個人消費は緩やかに回復基調で推移する前提で会計上の見積りを行っております。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「緊急事態宣言」の発出や「まん延防止等重点措置」の適用は想定せず、インバウンド需要につきましても、1年以内の回復は見込んでおりません。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

建物及び構築物	4,006,807千円
機械装置及び運搬具	2,031,524千円
工具、器具及び備品	296,244千円
土地	2,855,362千円
リース資産	8,144千円
建設仮勘定	9,471千円
無形固定資産	142,219千円
投資その他の資産（その他）（注）	150,323千円

（注）投資その他の資産（その他）については、減損会計の対象となった勘定科目の金額を記載しております。

② 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、菓子の製造・販売事業を主たる事業としており、当該事業を営むため、工場・事務所及び店舗などに関連した事業用資産を主に保有しております。

当社グループが減損を判定する際のグルーピングは、事業用資産については、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位を考慮しグルーピングを行っております。この内、各店舗については原則として各店舗をグルーピング単位としており、菓子生産設備などの共用資産については、その共用資産が将来キャッシュ・フローの生成に寄与している資産または資産グループを含む、より大きな単位でグルーピングを行っております。また、遊休資産や賃貸用資産については、個々の物件単位でグルーピングを行っております。減損の兆候が認められる場合は、当該資産グルーピングの将来の事業計画をベースとした割引前キャッシュ・フローの総額を見積り、当該総額が帳簿価額を下回る場合には回収可能価額まで、減損損失を認識いたしております。

当社グループは、当連結会計年度において、減損損失を30,282千円計上いたしました。

当該見積りについて、事業計画や市場環境の変化などにより、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において追加の減損損失を認識する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,360,753千円
--------	-------------

② 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性については、将来の事業計画に基づいた課税所得を合理的に見積り、回収可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性について毎期検討し、内容の見直しを行っておりますが、当該見積りについて、事業計画や市場環境の変化などにより見直しが必要になった場合、繰延税金資産の取崩し、または、追加計上により当期純利益が変動する可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、自社通販サイトにおいて顧客に販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムでのサービスの提供について、従来は付与したポイントに対応する原価相当額を売上高から控除し、ポイント引当金を計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。また、他社が運営するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムにかかるポイント負担金について、従来は販売費及び一般管理費として処理しておりましたが、ポイント負担金を除いた金額で収益を認識する方法に変更しております。そのほか、通信販売等における配送サービスについて、顧客から受け取る送料は、従来は販売費及び一般管理費から控除しておりましたが、当該サービスは商品又は製品を提供する履行義務に含まれることから、収益として認識し、対応する支払運賃を従来の販売費及び一般管理費から売上原価で処理する方法に変更しております。また、百貨店等における消化仕入型販売取引について、従来は販売会社への販売価格で収益を認識しておりましたが、当該取引が委託販売契約に該当することから消費者への販売価格で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

上記等の結果、当連結会計年度の売上高は1,131,195千円増加し、売上原価は1,337,760千円増加し、販売費及び一般管理費は210,796千円減少いたしました。これに伴い、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ4,231千円増加いたしました。また、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は23,822千円減少いたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、「9. 収益認識に関する注記(3)①当連結会計年度末の契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

流動負債の「その他」のうち、契約負債の金額は、「9. 収益認識に関する注記(3)①当連結会計年度末の契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,685,690千円
有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(3) 当座貸越契約

当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極額の総額	7,800,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	7,800,000千円

5. 連結損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「9. 収益認識に関する注記(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	31,121,520	－	－	31,121,520
合計	31,121,520	－	－	31,121,520
自己株式				
普通株式	2,164	44	－	2,208
合計	2,164	44	－	2,208

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加44株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	933,580	30.00	2021年3月31日	2021年6月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2022年6月24日開催予定の第70期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 933,579千円
- ・1株当たり配当額 30円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定いたしております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、流動性を確保しながら、資金のうち余剰資金となる部分を安全性の高い預貯金等の金融資産で行い、資金調達については、短期的な運転資金及び設備投資資金（長期）を必要に応じて金融機関からの借入により調達しております。また、デリバティブや投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて数か月内に決済される短期間なものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権である受取手形及び売掛金に関わる取引先の信用リスクは、売上債権管理規定に従い、取引先ごとの期日及び残高管理並びに与信限度管理を行うことによりリスクの低減を図っております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行企業の財務状況等を把握しております。

長期借入金は、金利の変動リスクを回避するため、主として固定金利を利用しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき資金管理担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券 (注) 2	109,454	109,454	-
資産計	109,454	109,454	-
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）	725,860	721,014	△4,846
負債計	725,860	721,014	△4,846

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	32,532

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額としている金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	109,454	—	—	109,454
資産計	109,454	—	—	109,454

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）	—	721,014	—	721,014
負債計	—	721,014	—	721,014

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）	239,880	185,980	—	300,000	—	—
負債計	239,880	185,980	—	300,000	—	—

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計
	シュクレイ	ケイシイシイ	寿製菓・ 但馬寿	販売子会社	九十九島 グループ	計		
国内卸売 (注) 2	1,845,611	536,971	3,473,770	2,167,484	907,184	8,931,020	50,904	8,981,924
国内小売	8,033,480	5,130,609	517,305	494,927	1,148,668	15,324,989	—	15,324,989
通信販売	1,264,873	4,098,601	251,808	320,046	70,929	6,006,257	7,565	6,013,822
その他	—	—	—	—	—	—	7,172	7,172
国内計	11,143,964	9,766,181	4,242,883	2,982,457	2,126,781	30,262,266	65,641	30,327,907
海外卸売 (注) 2	435,766	927,132	—	—	489	1,363,387	—	1,363,387
海外小売	—	—	—	—	—	—	500,411	500,411
海外計	435,766	927,132	—	—	489	1,363,387	500,411	1,863,798
顧客との契約から生 じる収益	11,579,730	10,693,313	4,242,883	2,982,457	2,127,270	31,625,653	566,052	32,191,705
外部顧客への売上高	11,579,730	10,693,313	4,242,883	2,982,457	2,127,270	31,625,653	566,052	32,191,705

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、損害保険代理業、健康食品事業、並びに海外（台湾及び香港）における菓子事業が含まれております。なお、香港事業は、現在清算手続中であります。

2. フランチャイズ契約によるロイヤリティ収入は、国内卸売及び海外卸売の区分に含めております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 当連結会計年度末の契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）

受取手形	147,849千円
売掛金	2,741,828千円
合計	2,889,677千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高）

受取手形	236,276千円
売掛金	3,531,580千円
合計	3,767,856千円

契約負債（期首残高） 32,497千円

契約負債（期末残高） 26,725千円

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において「受取手形及び売掛金」に計上しております。その内訳は卸売事業において主に当社グループが販売した製品に係る売掛金及び受取手形、並びに小売事業において顧客が利用したクレジットカード及び電子マネーなどに伴い発生した債権により構成されております。

2. 契約負債は、契約に基づく履行に先立って受領した対価に関連するものであり、当社グループが契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。

契約負債は、自社ポイント制度に基づくポイントの発行に伴う顧客のオプションに関連するものです。

契約負債は、連結貸借対照表において流動負債の「その他」に含めております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格について、当社グループは顧客によるポイントの使用時及びポイントの失効時に収益を認識しております。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、過去のポイント使用実績から概ね一年以内と見込んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	654円15銭
(2) 1株当たり当期純利益	61円56銭

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	6,046,300
現金及び預金	5,874,874
前払費用	1,750
未収入金	162,395
その他	7,280
固定資産	6,721,986
有形固定資産	643,742
建物	194,989
構築物	2,224
車両運搬具	672
工具、器具及び備品	1,921
土地	443,934
無形固定資産	2,006
投資その他の資産	6,076,237
投資有価証券	118,218
関係会社株式	3,476,792
出資金	4,663
長期貸付金	2,319,531
繰延税金資産	179,791
長期前払費用	4,206
その他	79,283
貸倒引当金	△ 106,250
資産合計	12,768,286

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	4,633,806
短期借入金	4,336,000
未払金	60,141
未払法人税等	192,000
未払費用	9,369
預り金	8,263
賞与引当金	2,637
その他	25,394
固定負債	237,333
長期未払金	64,725
長期預り金	23,114
退職給付引当金	149,494
負債合計	4,871,140
(純資産の部)	
株主資本	7,894,451
資本金	1,217,800
資本剰余金	1,323,160
資本準備金	550,269
その他資本剰余金	772,890
利益剰余金	5,357,648
その他利益剰余金	5,357,648
繰越利益剰余金	5,357,648
自己株式	△ 4,158
評価・換算差額等	2,695
その他有価証券評価差額金	2,695
純資産合計	7,897,146
負債純資産合計	12,768,286

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		1,093,881
営業費用		
販売費及び一般管理費		475,722
営業利益		618,159
営業外収益		
受取利息	23,383	
受取配当金	3,734	
受取地代家賃	112,155	
その他	14,416	153,688
営業外費用		
支払利息	20,341	
地代家賃	21,000	
その他	1,306	42,647
経常利益		729,200
特別損失		
減損損失	11,600	11,600
税引前当期純利益		717,600
法人税、住民税及び事業税	208,420	
法人税等調整額	△12,530	195,889
当期純利益		521,711

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
2021年4月1日期首残高	1,217,800	550,269	772,890	1,323,160	5,769,518	5,769,518
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△933,580	△933,580
当期純利益					521,711	521,711
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△411,869	△411,869
2022年3月31日期末残高	1,217,800	550,269	772,890	1,323,160	5,357,648	5,357,648

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計	
2021年4月1日期首残高	△3,852	8,306,626	△3,200	△3,200	8,303,425
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△933,580			△933,580
当期純利益		521,711			521,711
自己株式の取得	△305	△305			△305
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			5,895	5,895	5,895
事業年度中の変動額合計	△305	△412,175	5,895	5,895	△406,279
2022年3月31日期末残高	△4,158	7,894,451	2,695	2,695	7,897,146

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は建物3～38年であります。
 - ② 無形固定資産 定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に基づく簡便法により当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社の顧客との契約から生じる収益は、子会社からの経営指導料であります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際になされた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に過去の実績や事業計画など入手可能な情報に基づいて、合理的に判断することとしております。今般発生した新型コロナウイルス感染症の収束時期や影響が及ぶ期間を予測することは、依然として困難な状況にあります。が、当事業年度末において、入手可能な情報等を踏まえ、経済活動は平常化に向かい、個人消費は緩やかに回復基調で推移する前提で会計上の見積りを行っております。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「緊急事態宣言」の発出や「まん延防止等重点措置」の適用は想定せず、インバウンド需要につきましても、1年以内の回復は見込んでおりません。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、次のとおりです。

関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	3,476,792千円
長期貸付金	2,319,531千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、市場価格のない関係会社株式については、各関係会社の実質価額が取得価額に比べ著しく低下した場合、将来の事業計画等により回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。その結果、当事業年度において減損処理が必要な関係会社株式はないと判断しました。

また、関係会社貸付金の評価は、各関係会社の財政状態及び経営成績の状況を勘案し、回収不能見込みを見積り、貸倒引当金を計上しております。その結果、当事業年度において関係会社貸付金に対して101,000千円の貸倒引当金を計上しております。

当該見積りについて、関係会社の業績悪化、事業計画や市場環境の変化などにより、見直しが必要になった場合、翌事業年度において減損処理や貸倒引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる、当事業年度の計算書類への影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 451,225千円
有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	7,300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	7,300,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	168,708千円
② 長期金銭債権	2,319,531千円
③ 短期金銭債務	4,337,002千円

(4) 取締役に対する金銭債務

長期金銭債務	64,725千円
--------	----------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引

① 営業収益	1,093,881千円
② 販売費及び一般管理費	30,418千円

(2) 営業取引以外の取引高

① 受取利息	23,382千円
② 受取地代家賃	75,600千円
③ 支払利息	20,341千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	2,164	44	－	2,208

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加44株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	804千円
貸倒引当金限度超過額	32,406千円
関係会社株式評価損	116,226千円
退職給付引当金限度超過額	45,595千円
投資有価証券評価損否認額	13,558千円
減損損失	12,744千円
その他	42,939千円
繰延税金資産小計	<u>264,274千円</u>
評価性引当額	<u>△83,299千円</u>
繰延税金資産合計	<u>180,974千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△1,182千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△1,182千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>179,791千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.8%
住民税均等割額	0.3%
評価性引当額の増減	<u>△0.3%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.3%

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)九十九島グループ	所有 直接 100%	経営指導 資金融資 役員の兼任	貸付金の回収 受取利息(※1)	△100,000 7,694	長期貸付金	1,000,000
	(株)ケイシイシイ	所有 直接 100%	経営指導 資金融資 役員の兼任 土地・建物の 賃貸	経営指導料(※3) 土地・建物の賃貸 (※4) 資金の借入(※2) 支払利息(※2)	328,775 64,800 1,200,000 8,902	未収入金 － 短期借入金 －	47,791 － 2,000,000 －
	寿製菓(株)	所有 直接 100%	経営指導 資金融資 役員の兼任	経営指導料(※3) 資金の借入(※2) 支払利息(※2)	176,146 1,200,000 7,481	未収入金 短期借入金 －	21,785 1,700,000 －
	(株)シュクレイ	所有 直接 100%	経営指導 資金融資 役員の兼任	経営指導料(※3) 資金の貸付(※1) 貸付金の回収 受取利息(※1)	358,752 200,000 △1,672,000 13,909	未収入金 長期貸付金 － －	66,982 1,043,531 － －
	(株)東海寿	所有 直接 100%	経営指導 資金融資 役員の兼任	支払利息(※2)	1,395	短期借入金	270,000
	(株)寿香寿庵	所有 直接 100%	経営指導 資金融資 役員の兼任	受取利息(※1)	733	長期貸付金	140,000

(注) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1. 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保の受入れは行っておりません。
- ※2. 資金の借入については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- ※3. 経営指導料については、双方協議のうえ業務委託の内容に基づいて役務の提供に見合う価格になっております。
- ※4. 土地・建物の賃貸料については、過去に当社が第三者に賃貸した取引条件等に基づいて決定しております。

9. 収益認識に関する事項

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

	253円77銭
(1) 1株当たり純資産額	
(2) 1株当たり当期純利益	16円76銭

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

寿スピリッツ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野雅史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古川譲二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、寿スピリッツ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、寿スピリッツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

寿スピリッツ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 雅史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古川 譲二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、寿スピリッツ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

寿スピリッツ株式会社 監査等委員会

監査等委員 □ 木 多加志 ㊟
監査等委員 □ 野 浩 一 ㊟
監査等委員 □ 田 中 康 裕 ㊟

(注) 監査等委員野口浩一及び田中康裕は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場のご案内

日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時 [受付開始 午前9時]

会場

ビッグシップ
米子コンベンションセンター2階
「国際会議室」

鳥取県米子市末広町294
TEL 0859-35-8111
FAX 0859-39-0700



交通のご案内（アクセス）

- JR米子駅から徒歩5分
- 米子空港から車で約25分
- 米子自動車道米子ICから山陰自動車道（松江方面行き）経由
米子中ICから車で約5分
※松江方面からお越しの場合は、米子西ICを下りてください。

駐車場のご案内

- ※ビッグシップ前駐車場（米子駅前簡易駐車場）に駐車し、米子コンベンションセンターの会議や催事に参加された方は、駐車券をご持参いただき、会場内設置の割引認証機にお通しください。
- ※駐車場P1～P5は、米子コンベンションセンターの近隣の有料駐車場です。（こちらの駐車場ではコンベンションセンターの利用割引は適用されません）

喜びを創り喜びを提供する

寿スピリッツ株式会社

<https://www.kotobukispirits.co.jp/>

UD
FONT